2025年11月6日

予備　令７－２２

株式会社の取締役の選任等に関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№22］）

ア．会社法上の公開会社でない株式会社は，取締役が株主でなければならない旨を定款で定めることができない。

イ．取締役を選任する株主総会の決議をする場合には，取締役が欠けた場合に備えて補欠の取締役を選任することができる。

ウ．監査等委員会設置会社においては，株主総会の決議による取締役の選任は，監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してしなければならない。

エ．指名委員会等設置会社の監査委員は，取締役の中から，取締役会の決議によって選定する。

オ．累積投票によらないで取締役を選任する旨の定款の定めがある監査役設置会社においては，取締役の解任は，株主総会の特別決議によらなければならない。

１．ア　イ　２．ア　オ　３．イ　ウ　４．ウ　エ　５．エ　オ

正解　２

肢ア　×

３３１条２項ただし書。

原則は，取引安全，契約の自由を図る方向性。取締役の資格を制限してしまうと，契約の自由が害される。所有と経営は別。

非公開会社の場合，責任ある，経営が記載される場合もある。定款自治で，定めることはできる。

肢イ　○

３２９条３項

補欠取締役を選任することができる。

役員に欠員がでた場合，役員の権限が残ってしまう（３４６条１項）。

そのリスクを押さえるべく，補欠を選任できるようにすべき。

肢ウ　○

３２９条２項

監査等委員会の取締役とそれ以外の取締役を分けて選任する必要がある。

任期，職務内容も異なる。区別できるようにするべき。

肢エ　○

４００条２項

指名委員会等設置会社の監査委員は，取締役の中から，取締役会の決議によって選定する。

委員会設置会社の委員は取締役，もっというと，過半数は社外取締役。

ガバナンスの強化をして，監督をしっかり行う，組織形態になっている。

肢オ　×

累積投票によらないで取締役を選任する旨の定款の定めがある監査役設置会社においては，取締役の解任は，株主総会の特別決議によらなければならない。
普通決議で足りる。
選任と解任は表裏，過半数。

累積で選ばれた取締役，監査役は，特別決議，
監査役の場合，監査が適正に行えるよう，地位を保護する必要ある（３０９条２項７号)。
累積も，少数者の意思を反映できるように，地位を保護すべき（３０９条２項７号）

予備　令７－２３

株式会社の計算等に関する次のアからオまでの各記述のうち，正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№23］）

ア．募集株式の発行に際して株主となる者が株式会社に対して金銭の払込みをした場合は，当該株式会社は，払い込まれた金額の全部を資本金として計上しなければならない。

イ．株式会社における資本金の額の減少について承認をしなかった債権者は，資本金の額の減少の無効の訴えを提起することができる。

ウ．株式会社の純資産額が３００万円を下回る場合には，当該株式会社は，剰余金の配当をすることができない。

エ．株式会社が分配可能額を超えて剰余金の配当をした場合において，当該剰余金の配当を受けた株主が分配可能額を超えることにつき善意でかつ重大な過失がないときは，当該株主は，当該株式会社に対し，交付を受けた配当財産の帳簿価額に相当する金銭を支払う義務を負わない。

オ．子会社は，その有する親会社の株式について，剰余金の配当を受けることができない。

１．ア　イ　　２．ア　オ　　３．イ　ウ　　４．ウ　エ　　５．エ　オ

正解　３

肢ア　×

全部は資本金として計上しなくてもよい。1/2 以上は，計上しないこともできる。

その場合，資本準備金として計上しなければならない。

４４５条２項

肢イ　○

債権者異議手続で，異議を述べたときに，債権者を害する手続をとらなかった場合に，債権者に手続保障の必要がある。

そこで，債権者も資本金の額の減少無効の当事者となりうる。（８２８条２項５号）

適正に異議手続をとればよいが，それをしなかった場合に訴え提起できる。

大阪高判，平２９．４．２７会社法百選４版，A33

肢ウ　○

会社法４５８条

３００万円を下回る場合は，適用ない。

配当して，３００万以下になると，会社も基盤が不安定になる。

肢エ　×

４６２条１項

違法配当受けた株主は，善意かつ重大な過失がないときでも支払責任を負う。

免責があるのは，業務執行者，取締役の連帯責任（４６２条２項）

客観的に見て，違法に配当を受けてしまっているので，戻すべきと考えられる。

肢オ　×

１３５条，原則は，子会社は親会社の株を取得してはいけないが，例外的に取得できる場合がある。

組織再編に関連して，その間に配当金が発生する場合，株主の権利として取得する。

予備　令７－２４

持分会社に関する次のアからオまでの各記述のうち，正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№24］）

ア．既に持分会社に出資の履行をした有限責任社員は，当該持分会社の財産に対する強制執行がその効を奏しなかった場合には，連帯して，当該持分会社の債務を弁済する責任を負う。

イ．無限責任社員が有限責任社員となった場合には，当該有限責任社員となった者は，その旨の登記をする前に生じた持分会社の債務について，無限責任社員として当該債務を弁済する責任を負わない。

ウ．持分会社の無限責任社員は，他の社員の全員の承諾があるときは，その持分の全部又は一部を当該持分会社に譲渡することができる。

エ．業務を執行しない有限責任社員は，定款に別段の定めがある場合を除き，業務を執行する社員の全員の承諾があるときは，その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができる。

オ．合同会社の社員は，信用をその出資の目的とすることができない。

１．ア　イ　２．ア　ウ　３．イ　エ　４．ウ　オ　５．エ　オ

正解　５

肢ア　×

有限責任なので，出資の範囲，連帯して，債務は負わない。

肢イ　×

無限責任が有限責任に代わっても，登記前の責任については変わらない。

取引安全を考えればわかる。

５８３条１項

肢ウ　×

当該持分会社には譲れない。一般に全員の承諾があれば譲渡できる（５８５条１項)。

しかし，持分会社に対する債務について，無限に責任を負うのがその内容。当該持分会社に，譲渡しても意味がない。もともと，会社は債務をおっているので，社員の地位を引き継ぐのは債権者等にとって意味がない。

肢エ　○

５８５条３項，業務を執行しない有限責任社員は，定款に別段の定めがある場合を除き，業務を執行する社員の全員の承諾があるときは，その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができる。

執行する権限者がいれば，そのものに会社の業務を任せているといえる。

譲渡の自由も認める必要がある一方で，業務執行者に誰を社員にするかを判断させればよい。

肢オ　○

合同会社の社員は，有限責任を負う社員で構成される。

信用を出資の目的とはできない。（５７６条４項）

予備　令７－２５

組織再編等に関する次のアからオまでの各記述のうち，正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№25］）

ア．株式会社が他の株式会社にその事業の全部の譲渡をする場合において，譲受会社が譲渡会社の特別支配会社であるときは，当該譲渡会社の株主総会の特別決議によって当該譲渡に係る契約の承認を受けることを要しない。

イ．株式会社は，合名会社，合資会社又は合同会社に組織変更することができない。

ウ．新設分割設立会社が新設分割計画の定めに従い新設分割会社の債務を免責的に承継するには，当該債務に係る債権者の承諾を要する。

エ．吸収分割において，吸収分割株式会社が株主総会の決議によって吸収分割契約の承認を受けなければならないときは，当該株主総会において議決権を行使することができない株主は，当該吸収分割株式会社に対し，自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

オ．株式移転は，株式移転計画において定められた効力発生日に，その効力を生ずる。

１．ア　ウ　２．ア　エ　３．イ　ウ　４．イ　オ　５．エ　オ

正解　２

肢ア　○

特別支配の場合は，譲渡会社の特別決議は不要。

すでに，9/10 持っている，迅速な手続で行えるようにすべき。

４６８条１項

肢イ　×

株式会社は，持分会社に組織変更することはできる。

経営上の必要から，柔軟な変更を認めるべき。

肢ウ　×

免責的債務引受をするには，債権者の承諾が必要なのが原則。

しかし，柔軟な組織再編の必要性もある。そこで，債権者異議手続がある。（８１０条）

債権者は，異議を述べれば，弁済などの保護が受けられる。

肢エ　○

７８５条

株式買取請求権がある。少数株主の保護の必要性があるかどうかを検討。

対価が入っても，事業内容が変われば，出資をしない株主もいる，買取請求を認めるべき。

肢オ　×

新設の親会社が成立した日（７７４条１項)。

株式移転の定義がわかればイメージができる（２条３２号）